

日薬研発第 87 号

令和 4 年 8 月 8 日

各都道府県薬剤師研修協議会長様

公益財団法人日本薬剤師研修センター

理事長 豊島 聰

(捺印省略)

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）の本稼働後の状況を踏まえた留意事項について

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）（以下「PECS」という。）に関しては、種々ご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、PECS は本年 4 月 1 日により本稼働し、その後概ね順調に稼働しております。また、大多数の薬剤師及び研修実施機関においては、本財団の作成した説明書類を良く理解され、適切に利用されております。その一方、必ずしも説明書類を読解せず、適切な利用のできない薬剤師及び研修実施機関が少数ながらも存在し、PECS の効果を十分に発揮できない状況も生じております。

このような状況に鑑み、この約 4 か月間で発生した事象をもとに留意事項等を下記のとおりまとめましたので、利用者（薬剤師）及び傘下団体にご周知いただきたく、お願い申し上げます。

おって、この 4 か月間の状況を見ると、適切な利用のできない研修実施機関は特定化し、繰り返して不適切な利用を行う傾向にあります。実施要領及びそれに基づく手続き等の方法を十分理解し遵守することは、研修実施機関の義務（実施要領第 34 条(1)）であり、これに反した場合は、実施機関登録の取消しの対象となりますので、担当者等の手続き等の理解増進及び操作等の習熟に十分な注意を払うようお願いします。

また、**規定されているさまざまな期限は、システムとして設定されているものであるため、書類を用いている場合と異なって、運用により適宜対応することができません。期限を守らなかったことにより支障を生じ、その対処を依頼されても対応は不可能です。**この点は、書類による事務処理とシステムによる事務処理との大きな違いですので、改めてご認識ください。

なお、これまで研修実施機関において適切に利用しなかったため不都合を生じた例については、その状況を聴取したうえで、**やむを得ないと判断したものは一度に限ってシステム上の措置により是正してきました。これらの場合に生じた経費はこれまで本財団が負担**

してきましたが、本年 10 月 1 日以降に行う場合、薬剤師の個人登録における薬剤師免許登録番号等の訂正等利用者の不適切な取扱いによる事例を含めて、実施要領の規定に基づいて手数料を徴収しますのでご了承ください（手数料額は後日公表します）。

記

1. PECS の個人登録を行っていない薬剤師が研修会等を受講したときの研修受講単位について

PECS における研修受講単位の交付は電子的に行うため、PECS の個人登録を行っていないければ、研修受講単位は交付されません。また、研修会の受講後に PECS 登録しても、遡って交付することはできません。

したがって、薬剤師が研修会等の受講申込に際して自らの PECS 登録の有無を確認することは必須であるとともに、研修実施機関においては、研修会等の案内時にこの旨を周知するとともに、受講受付に際して受講申込者が PECS 登録をしていることを確認してください。PECS 登録を行っていない薬剤師は、直ちに登録してください。なお、その際、氏名、薬剤師名簿登録番号及び薬剤師名簿登録年月日は、必ず薬剤師免許証によって誤りのないことを確認してください。また、氏名において、氏「〇〇」、名「□□」である者が、氏「〇」、名「〇□□」と登録するような事例が一定数ありますので、注意してください。

2. 集合研修又は学術集会において、本人確認票（本人 QR コードを印刷したもの）の読取りが正常であった（赤い画面にならなかった）にも拘わらず、研修実施機関がデータをアップロードすると不一致リストに掲載される場合について（本人には研修受講単位が交付されない）

研修会等の開催時間の最初から最後まで参加する必要があり、受講時間が不足している場合は不一致リストに掲載されます。この受講時間は、PECS の研修会開催申請において「研修日時・場所情報」の開催日・開催時間欄に記載したもの（研修時間が 90 分あれば良いわけではありません）になり、許容範囲はありません。また、QR コードの読み取り時において、ごく短時間しか繋がらなかった場合は、読み取られないことがあります。これらの場合は、理由の如何を問わず、いずれも単位の交付はできません。なお、不一致リストに掲載された者について無理にアップロードしようとする、予期せぬ不具合を生じることがありますので、行わないでください。

したがって、受講する薬剤師は研修会等に遅刻・早退しないこと、研修実施機関は研修会等の開始及び終了時刻を受講者に周知すること、QR コードの読み取りに際しては、一人一人の読み取りを音と画面で確認することをお願いします。特に、終了時は短時間に読み取りを行うことが想定されるため、確実に音と画面を確認することが必要です。

3. 集合研修開催時の終了報告ボタンについて

終了報告ボタンを押すことにより、QR コードの読取りが終了し、研修会等の受講者が確定します。その際、不正を防ぐため、この確定ボタンは当日中でなければ押せないように設計しています。

したがって、研修実施機関は、研修会等の実施に当たっては、事前に複数人で十分に手順を確認するとともに、報告手続きの際は遺漏のないことを確認してください。

4. 本人確認票（本人 QR コードを印刷したもの）の取扱いについて

研修会の開始受付時には本人によって読取り操作を行ったものの、それに引き続いて、その本人確認票を提出させて研修会担当者が保管し、それをを用いて研修会担当者が終了時の読取り操作を行おうとした例がありました。

本人確認票は本人のみが使用できるものです。他の人に使用させることは実施要領に反し（第 27 条第 1 項(7)）、薬剤師の個人登録の取消対象になります。また、本人が行うべき読取り操作を研修実施機関が行うことも実施要領に反し（第 36 条第 1 項(2)）、実施機関登録の取消対象になります。したがって、このようなことは厳に行わないでください。なお、この事例については、現時点では、状況を斟酌して実施機関登録の取消しは行っていませんが、研修受講単位は交付していません。

5. 認定申請について

認定申請において、受講したものの未だ交付されていない電子的な単位を、自己判断により交付されていると見做して申請する例が相当数あります。

昨年度までに交付された研修受講シールは、認定申請時にその単位数を申請者において当該欄に入力することとなっていますが、これは、その後 1 週間以内に薬剤師研修手帳等に貼付・整理して、本財団に別途送付することを前提としています。

電子的に交付される単位は、研修受講シールと異なって本財団に別途送付することができないため、このような申請を行った場合は、取得単位数不足により不認定となります。

したがって、電子的な単位の交付が反映されるには次の期間を要することを念頭に置き、PEGS の薬剤師メニューの受講歴一覧により、単位の交付が行われていることを確認したうえで、認定申請を行ってください。ただし、次に掲げる期間は、研修実施機関が単位交付に必要なものとして定められた手続きを規定どおり行った場合に限りです。

①集合研修(QRコード読取りによるもの)

受講日から 1 週間後に反映

②学術集会(QRコード読取りによるもの)

終了日から 1 週間後に反映

③ウェブ利用研修（集合研修即時配信）又はウェブ利用研修（学術集会）

受講日から1か月以内に反映

④e-ラーニング研修（登録された実施機関によるもの）

受講した月の翌々月の末日までに反映

なお、更新申請における、申請期間を認定期限後3か月以内としていることから、e-ラーニング研修のように交付まで2、3か月が必要な場合でも、申請期間が経過してしまうことはありません。

おって、単位不足、書類不備などの理由により不認定となった場合は、必要書類等の追加提出はできず、改めて認定申請が必要となります（ただし、規定の期間を過ぎた場合は申請できません）。また、この場合、認定審査料等の減免はありません。

6. ウェブ利用研修における薬剤師名簿登録番号の誤りについて

ウェブ利用研修申込時に研修実施機関に申し出る薬剤師名簿登録番号を誤っていた場合、研修受講単位は交付されません。後日、薬剤師名簿登録番号を修正した場合でも、遡って交付されることはありません。また、PECSの個人登録において、薬剤師名簿登録番号を誤っていた場合も、同様です。なお、研修実施機関が誤った薬剤師名簿登録番号であることを知りながら、受講者名簿に記載してアップロードすることにより単位を交付すれば、実施要領の「不正な手段により、研修の単位を交付したとき」（第36条第1項（2））に抵触します。

一方、何らかの理由により、受講していないウェブ利用研修の研修受講単位が交付されていた場合は、本財団に申し出てください。申し出ないで認定申請に使用すれば、実施要領の「不正な手段により、研修単位等を取得した者」（第26条第1項（5））に抵触します。

したがって、利用者（薬剤師）がウェブ利用研修の受講を申込み際には、薬剤師免許証によって薬剤師名簿登録番号を確認したうえで、行ってください。また、研修実施機関が受講を受付ける際は、当該申込者についてこれまでに掌握している薬剤師名簿登録番号のデータ（ただし、支障を生じたことのあるものでないこと。）があれば、それと照合してください。それがなければ可能であれば薬剤師免許証の写しの提示を求めるなどの対応策を講じてください。

7. 研修後援団体について

薬剤師の研修の実施に賛同する営利団体は、研修実施機関による研修の実施を支援できるものとし、研修後援団体としています。ただし、研修実施機関の義務として、研修後援団体に研修実施機関の義務を代行させないことが定められています。

研修後援団体に、研修会の周知や申込の受付、ウェブ利用研修における配信等をすべて行わせていたと推測できる例が複数あります。現在、状況を調査しているところですが、

このようなことは、実施機関登録の取消になりますので、厳に行うことのないよう注意してください。

8. その他の注意事項

(1) 薬剤師名簿登録番号において「沖」又は「外」の記載がある場合、これも番号に含まれますので、記載漏れのないようにしてください。

(2) PECS におけるユーザ ID は、システムによって付与されるもので、自ら変更することはできません。

(3) 令和3年度までの研修受講記録等の情報は PECS に取り込まれていません。これらは交付された研修受講シールを、従来どおり薬剤師研修手帳又は研修認定薬剤師研修受講シール整理表によって整理し、認定申請時に別途本財団へ送付することになります(認定申請の手順の説明を参照してください)。

(4) 研修実施機関が開催する研修会等の受講申込は、当該研修実施機関に行ってください。

(5) 本人確認票の読取りが正しく行われていない場合、あるいは読取りのための操作を忘れた場合は、研修受講単位の交付はありません。

(6) 認定申請においては、申請時に送付物の不足がないかどうかを確認してください。申請後に必要書類を追加送付しても受け付けられません(当初提出の書類で審査します)。

(7) 現時点では従来交付した研修受講シールによる単位が残存しているため、PECS 上の情報のみでは審査状況の把握はできません。したがって、審査状況は回答できませんので、照会をご遠慮ください。

(8) 審査料等の納入においてクレジットカード決済を選択した場合、支払の事実を証明するものは利用明細のみとなります。それで支障のあるときは、コンビニ決済を利用してください。

(9) 「学術集会等発表」により、集合研修の講師の単位交付申請を行うことができるのは、本財団が開催を許可した集合研修会(開催が令和4年4月以降のものに限る。)の講師を務めた場合に限りです。

(10) QR コード読取装置は、それ1台につきパーソナルコンピュータ1台を接続して使用するものです。1台のパーソナルコンピュータに複数台のQRコード読取装置を接続するものではありません。

(11) QR コード読取装置を接続するパーソナルコンピュータは、最新のWindows環境であることが必要ですが、現時点において、この最新環境はWindows10となります。Windows11における動作確認は実施予定ですが、現時点においてはWindows11の動作保証はできません。

(13) QR コード読取に用いるパーソナルコンピュータの時刻合わせは必ず行ってください。時刻が正しくない場合、研修受講時間の記録が不正確になり、受講したことにならない場合があります。

(14)集合研修又は学術集会のアップロードにおいて、「再アップロード」が可能となっているのは、複数の端末で受付した場合、受講者データアップロード操作が端末の台数分必要となるためです。1つのデータを複数回アップロードできるわけではありません。

(15)ウェブ利用研修のアップロードは、作成データの間違いや修正のためのエラーを確認することには使用できません。アップロードする際には、受講者から収集した情報とログとを照合し、単位交付可能となる者のみの名簿を作成し、十分確認した上で、正しい情報を1回でアップロードしてください。アップロードを複数回行うと、予期しがたい支障を生じることがあります。

(16)審査により、不合格、不認定、不許可、不登録などとなった場合で、再度審査を受けようとするときは、新たに申請を行う必要があります。不足書類のみを提出することや記載不備部分の記述を改めて提出することなどは、受け付けられません。また、審査料等も新たに納入する必要があります。

(17)規定されているさまざまな期限は、システムとして設定されているものであるため、書類を用いている場合と異なって、運用により適宜対応することができません。期限を守らなかったことにより支障を生じ、その対処を依頼されても対応は不可能です。（本項は本文記載事項の再掲です。）